

喀痰吸引等研修募集要項

2023年度 介護職員等による喀痰吸引等の研修の受講者を募集します

介護老人保健施設アルカディアでは、介護保険施設・事業所・居宅において必要なケアを安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことのできる介護職員等を要請することを目的とした研修事業を以下の要項で開催します。受講希望の方は、以下の要項及び注意事項をよくお読みの上、所定の期間内にお申込み下さい。



●研修実施機関

社会医療法人仁愛会 在宅総合センター 介護老人保健施設アルカディア
〒901-2132 浦添市伊祖 4-16-1

●研修内容

第1号及び第2号研修（基本研修 講義 50時間、演習）

- ①口腔内喀痰吸引 ②鼻腔内喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引
④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養

※人工呼吸器装着者、半固形剤につきましては、別途研修が必要となります。

※実地研修：所属する施設、事業所又は同法人内の施設にて各自お受けください

●研修期間及び研修日程・会場

| | | |
|------|---|---|
| 研修期間 | 令和5年6月4日～8月13日 | |
| 研修日程 | 講義 | 6/4・11・18・25・7/2・9・16・23（毎週日曜日） 計8日間/50時間 |
| | 試験 | 7/30 再試験；7/30 |
| | 演習 | 8/6、13 2日間（受講生数によっては1日） |
| | 予備日 | 8/20、27 ※台風等で延期の場合 |
| 会場 | 介護老人保健施設アルカディア ※車でお越しの場合、駐車場は病院立体駐車場となります（無料駐車券を発行します） その他、公共の交通機関をご利用ください。 | |

●受講定員：15名

●受講料

- ①基本研修：¥52,420 ※テキスト代込み。研修開始初日にお渡します。

研修テキスト：「介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト」（中央法規出版）

- ②実地研修：¥5,000（事務手数料）

※当法人施設で実施研修の場合、下記①～⑤の行為毎に5,000円

- ①口腔内喀痰吸引 ②鼻腔内喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引
④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養

※コロナ禍の状況及び医行為であることから、基本的に自施設で対応する行為を選択してください。

①②合計¥57,420

●受講資格

以下の要件を満たす方に限ります

- 1.介護保険事業所、障害福祉サービス事業所に勤務の介護職員の方（介護福祉士及び一定の研修を修了した者）
- 2.所属施設の管理者より研修参加の承諾をもらえた方
- 3.所属施設、**事業所又は同法人内の施設にて「喀痰吸引等実地研修」が可能な方**
ただし、当法人施設にて実施研修を希望の場合は**申込時**にご相談ください。別途料金が発生します。
- 4.本研修の全てのカリキュラムを受講できる方

●申し込み方法

- 1.以下の書類に記入し、所定の応募期間内に必ずご郵送ください
様式「『喀痰吸引等研修』受講申込書」
- 2.応募書類確認の上、受講決定者には**令和5年5月15日（月）**に「受講決定通知書」（受講料振込みご案内他）を郵送します。
- 3.受講決定者は、受講料の振り込みを**令和5年5月31日（水）**までにお願いします。振込先は受講決定通知書に記載しています。
- 4.受講料振込みの完了をもって、受講正式決定とします。

●応募期間

令和5年4月1日（土）～5月15日（月） 必着 ※先着順受付ではありません

●応募書類郵送先・お問い合わせ先（問い合わせ時間：平日9：00-16：00）

〒901-2132 浦添市伊祖 4-16-1

介護老人保健施設アルカディア（担当：安保・富原）

電話：879-1000 FAX：875-4183

●注意事項

- ①本研修は先着順受付ではありません。各申込書類を確認し、研修受講に適格と認められた方のみ受講可とします。
- ②申込者が定員を上回った場合は、1 施設当たりの受講者数など、研修受講優位性・必要性等について勘案の上受講決定をさせていただきますので、予めご了承ください。
- ③ 受講決定通知は **5月15日（月）** に所属事業所へ発送しますので、それ以前のお**電話による可否のお問い合わせはご遠慮**ください。万一通知が届かない場合は、**5月19日（金）**以降、上記までご連絡ください。
- ④受講票送付後の受講者都合によるキャンセル・辞退については返金致しません。
- ⑤本研修修了者には、研修実施機関より喀痰吸引等にかかる基本研修「修了証明書」をお渡ししますが、実際にたん吸引等の行為を行うためには、修了証明書受領後に実地研修を修了し、各自が沖縄県知事に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請をする必要があります。また、その場合は事業所も別途沖縄県に「登録特定行為事業者」として登録申請が必要ですのでご承知おきください。
- ⑥実地研修は、**12/31**までに終了できるようにお願いします。
- ⑦実地研修に関する提出資料は、演習開始までに別途配布、確認致します。